

# 令和5年小田原市議会12月定例会議案説明資料

(議案第71号～議案第80号)

令和5年11月27日提出



# 目 次

## ○条例議案

議案第 7 1 号	小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	1
議案第 7 2 号	小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 7 3 号	小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 7 4 号	小田原市民ホール条例の一部を改正する条例……………	4

## ○事件議案

議案第 7 5 号	指定管理者の指定について（おだわら市民交流センター）……………	7
議案第 7 6 号	指定管理者の指定について（小田原市歯科二次診療所）……………	10
議案第 7 7 号	指定管理者の指定について（小田原市観光交流センター）……………	13
議案第 7 8 号	指定管理者の指定について（上府中公園）……………	17
議案第 7 9 号	工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）……………	20
議案第 8 0 号	工事請負契約の変更について（山北出張所新築工事）……………	21



# 條例議案說明資料



## 議案第 7 1 号

### 小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### [改正理由]

国の非常勤職員に対する勤勉手当の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため改正する。

#### [内 容]

- 1 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
  - (1) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当（第 2 6 条及び第 2 8 条関係）

任期が 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする。
  - (2) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当（第 2 6 条及び第 3 2 条関係）

任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める勤務時間が少ない職員を除く。）に対し、勤勉手当を支給することとする。また、勤勉手当の算定基礎額は、基準日前 6 か月の基本報酬の平均月額とすることとする。
- 2 小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

基準日に在職する競輪事業の従業員に対し、その人事評価及び勤務実績に応じて勤勉手当を支給することができることとする。（第 2 条及び第 9 条関係）
- 3 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

病院事業の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする。（第 2 5 条関係）

#### [適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

## 議案第 7 2 号

### 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

動物飼育手当を廃止するとともに、新たな感染症等に係る感染症接触手当の特例の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

##### 1 動物飼育手当の廃止（第 2 条及び旧第 1 0 条関係）

城址公園において動物の飼育作業に従事した職員に対して支給する動物飼育手当を廃止することとする。

##### 2 感染症接触手当の特例の対象となる感染症の変更（附則第 4 項関係）

従来の新型コロナウイルス感染症を対象としていた感染症接触手当の特例を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症で政府対策本部が設置されたものを対象とする特例に変更することとする。

#### [適 用]

##### 1 動物飼育手当の廃止

令和 6 年 1 月 1 日

##### 2 感染症接触手当の特例の対象となる感染症の変更

公布の日



## 議案第 73 号

### 小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型インフルエンザ等緊急事態における行政間の職員の派遣制度が政府対策本部の設置されたときから適用される派遣制度に拡大されたことに伴い、この派遣制度に係る手当の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本市への派遣職員に支給する手当の名称を次のように変更することとする。（第 1 条関係）

改 正 後	改 正 前
特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

#### [適 用]

公布の日

議案第74号

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市民ホールの管理を指定管理者に行わせることとする等のため改正する。

[内 容]

1 指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者による管理（第4条関係）

市民ホールの管理は、指定管理者に行わせることとする。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲（第5条関係）

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとすることとする。

ア 施設及び設備を住民の利用に供すること、芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関する事等市民ホールの事業に関する事。

イ 市民ホールの使用の許可に関する事。

ウ 市民ホールの維持管理に関する事。

エ その他市長が必要と認める業務

(3) 利用料金制

ア 指定管理者による利用料金の収入（第9条関係）

市民ホールの利用料金は、指定管理者にその収入として收受させることとする。

イ 利用料金の額等（第9条～第11条及び別表関係）

利用料金の額は、公演等に伴う商品の販売を行う場合の加算を廃止するほか従来の使用料と同等の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする等、利用料金制に関し必要な事項を定めることとする。

(4) その他

指定管理者が行う管理の基準として、名称を小田原三の丸ホールと明記するほか、開館時間及び休館日に係る規定その他の規定の整備を行うこととする。

2 小田原市附属機関設置条例の一部改正（附則第3項関係）

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。（別表関係）

名 称	設 置 目 的	委員の数
-----	---------	------

小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 2 人以内
--------------------	--	---------

[適用]

1 指定管理者制度の導入

公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日

2 小田原市民ホール指定候補者選定委員会の設置

公布の日



# 事 件 議 案 說 明 資 料



## 議案第75号

### 指定管理者の指定について

おだわら市民交流センターの指定管理者の候補者に係る選定過程等について

#### 1 施設の概要

- (1) 施設名 おだわら市民交流センター
- (2) 所在地 小田原市栄町一丁目1番27号
- (3) 開設年月日 平成27年11月28日
- (4) 設置目的 市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 市民の多様な活動の支援及び交流の促進に資する情報の収集及び提供、相談並びに連絡調整に関すること。
- (2) おだわら市民交流センターの使用の許可に関すること。
- (3) おだわら市民交流センターの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

#### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和5年6月29日
募集要項配布	令和5年7月10日～7月31日
質問受付期間	令和5年7月27日～8月9日
説明会及び現地見学会	令和5年8月7日
申請受付期間	令和5年8月17日～8月31日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和5年10月12日

#### 5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
小田原市事業協会・ 市民活動を支える会 共同事業体	小田原市南町一丁目 1番40号	一般財団法人小田原市事業協会：売店、 駐車場、体育施設、文化施設、公園等の 管理運営（主に小田原市からの受託業 務） 特定非営利活動法人市民活動を支える 会：市民・市民活動団体の自発的、自 立的活動の促進・支援

## 6 審査・協議の概要

おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

### (1) おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	早川 潔	小田原市市民部長
委員	小野 翻陽人	税理士
委員	栗田 康宏	小田原市自治会総連合 緑地区自治会連合 会会長
委員	前田 成東	小田原市市民活動推進委員会委員長
委員	善波 裕美子	市民活動団体代表者
委員	柏木 武彦	小田原市社会福祉協議会常務理事

### (2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

なお、おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会規則第7条第1項の規定により、一般財団法人小田原市事業協会の利害関係者である委員長を除いたほか、委員1名が欠席したため、4名で審査・協議を行った。詳細は、次のとおりである。

小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体

No.	審査項目	配点	得点
-----	------	----	----



1	本市の市民活動推進の基本的な考え方と合致し、市民活動の活性化に寄与するものか	60	51
2	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なものか	40	32
3	提供するサービスの向上が図られるか	60	54
4	管理運営経費の縮減が図られるか	40	28
5	安定した管理運営を行うための人員及び財政基盤を有しているか	40	30
6	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	40	26
(合計)		280	221

この結果、おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会としては、小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 自治会等、地域団体との交流をより一層深めていただきたい。

## 7 指定候補者

おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団体名 小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体
- (2) 代表者名 一般財団法人小田原市事業協会 代表理事 安藤 圭太
- (3) 所在地 小田原市南町一丁目1番40号

## 議案第 76 号

### 指定管理者の指定について

小田原市歯科二次診療所の指定管理者の候補者に係る選定過程等について

#### 1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市歯科二次診療所
- (2) 所在地 小田原市南鴨宮二丁目 27 番 19 号
- (3) 開設年月日 平成 8 年 10 月 1 日
- (4) 設置目的 一次診療施設での治療が困難な障がい者に対し、歯科診療・歯科保健指導を実施し、障がい者の福祉の増進を図るため

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 障がい者に対する歯科診療及び歯科保健指導に関すること。
- (2) 診療所の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

#### 3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

#### 4 選定の方法

公募せずに、次の団体と協議をした。

団体名	所在地	設立目的（主な事業内容）
一般社団法人小田原 歯科医師会	小田原市南鴨宮二丁 目 27 番 19 号	歯科医学の進歩発展及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の研究指導に努力し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、休日急患歯科診療所の管理運営、障がい者歯科診療事業等を行うこと。

#### 【公募しない理由】

- (1) 障がい者に対する歯科治療や保健指導の実績と経験を積み重ね、障がい者やその保護者から強い信頼を得ている。
- (2) 三次診療機関である鶴見大学歯学部附属病院と協力関係があり、麻酔科医師

等の派遣を受け、専門性の高い人材の確保を図ることができる。

- (3) 地域内に診療所を構える歯科医師で構成され、地域における歯科事業や普及啓発活動を積極的に行う公益性の高い団体であり、県西地域の障がい者歯科を担っている唯一の団体である。

以上のことから、指定候補者は非公募とした。

## 5 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和5年8月22日
選定予定団体との協議	令和5年9月15日まで
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和5年10月12日

## 6 審査・協議の概要

小田原市福祉施設指定候補者選定委員会により、対象団体の審査及び協議を行った。

### (1) 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	鈴木裕一	小田原市福祉健康部長
委員	吉田文幸	小田原市福祉健康部副部長
委員	田中千寿	税理士
委員	岡田健	小田原市民生委員児童委員協議会会長
委員	柏木武彦	小田原市社会福祉協議会常務理事

### (2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って対象団体を採点した。詳細は、次のとおりである。

一般社団法人小田原歯科医師会

No.	審査項目	配点	得点
1	施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なものか	50	42

2	提供するサービスの向上が図られるか	50	40
3	安定した運営を行うための人員及び財政基盤を有しているか	50	44
4	歯科二次診療所の特性について	50	40
5	地域貢献・社会的貢献の取組は十分か	50	46
	(合計)	250	212

この結果、小田原市福祉施設指定候補者選定委員会としては、一般社団法人小田原歯科医師会が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 利用者ニーズを把握し、障がい者に対する歯科医療提供体制と機能の見える化に努めること。

イ 障がい者の高齢化が進む中、歯科訪問診療の充実など事業実施計画に基づき、市民の健康増進に努めること。

ウ サービスの提供の向上を図りつつ、経費の使途に十分配慮し、将来を見据えた安定運営に備えること。

## 7 指定候補者

小田原市福祉施設指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 一般社団法人小田原歯科医師会
- (2) 代 表 者 名 会長 安西 由充
- (3) 所 在 地 小田原市南鴨宮二丁目27番19号

## 議案第 77 号

### 指定管理者の指定について

小田原市観光交流センターの指定管理者の候補者に係る選定過程等について

#### 1 施設の概要

- (1) 施設名 小田原市観光交流センター
- (2) 所在地 小田原市本町一丁目7番50号
- (3) 開設年月日 令和3年7月22日
- (4) 設置目的 観光資源の活用を図る拠点として、観光に関する情報の発信及び提供、地域の文化、歴史、伝統等の体験の場の提供等を行うことにより、市民と来訪者との交流の促進及び地域の活性化を図るとともに、まちなかの回遊性の向上及び地域経済の振興に寄与するため

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 観光に関する情報の発信及び提供に関すること。
- (2) 地域の特産物の紹介等に関すること。
- (3) 地域の文化、歴史、伝統等の体験の機会の提供に関すること。
- (4) 市民と来訪者との交流活動の機会の提供に関すること。
- (5) 施設の使用の許可に関すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める業務

#### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和5年8月9日
募集要項配布	令和5年8月18日～9月29日
質問受付期間	令和5年8月28日～9月6日
説明会及び現地見学会 (希望者辞退のため未開催)	令和5年9月1日

申請受付期間	令和5年9月14日～9月29日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和5年10月21日

## 5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
三の丸地域循環創造事業体	小田原市本町一丁目 6番13号	株式会社小田原ツーリズム：観光・旅行・文化に関するセミナーの開催並びにコンサルタント業務、観光商品の開発及び販売 報徳仕法株式会社：まちづくり推譲事業、レストラン・喫茶店・飲食店の経営 FM小田原株式会社：放送法による一般放送に関する事業、イベント企画

## 6 審査・協議の概要

小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

### (1) 小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会の構成

区分	氏名	役職等
委員長	湯川 恵子	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
委員	永峰 康次	税理士
委員	丸田 茂晴	小田原市商店街連合会会長
委員	渡邊 光男	小田原市自治会総連合 幸地区自治会連合会会長
委員	大石 時雄	小田原三の丸ホール館長
委員	遠藤 孝枝	小田原市観光・美食のまちづくり担当部長

### (2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。詳細は、次のとおりである。

### 三の丸地域循環創造事業体

No.	審査項目	配点	得点
1	施設の設置目的の達成、利用者の平等な利用	30	23
2	個人情報の保護等及び諸規程の適切な管理	30	20
3	安定した管理の履行に必要な人員、能力及び危機管理体制	30	23
4	安定した管理の履行に必要な財政基盤	30	15
5	施設計画	30	23
6	事業計画	60	44
7	地域活性化やにぎわいを創出する取組	60	42
8	サービスの向上策	60	40
9	情報発信	60	42
10	魅力的な自主事業の提案	60	40
11	その他設置目的を達成するために必要と認める事項	30	20
12	実現可能な収支計画	60	38
13	社会貢献の取組	30	23
14	地域貢献の取組	30	24
(合計)		600	417

この結果、小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会としては、三の丸地域循環創造事業体が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 小田原市観光交流センターの安定した施設管理運営を行うことができるよう、共同企業体の構成員は健全な収入と支出のバランス確保に努めること。

イ 隣接している小田原三の丸ホールと連携しながらサービス向上を図るとともに、自主事業等がより広く伝わるよう、ホームページやSNSを活用し、更なる情報発信を行うこと。

ウ 利用者のニーズにきめ細かに対応し、誰もが利用しやすい施設となるよう自

主事業の更なる拡充を図るとともに、市内観光施設等への回遊の促進に努めること。

#### 7 指定候補者

小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 三の丸地域循環創造事業体
- (2) 代 表 者 名 株式会社小田原ツーリズム 代表取締役 夏苺 健二
- (3) 所 在 地 小田原市本町一丁目6番13号



## 議案第78号

### 指定管理者の指定について

上府中公園の指定管理者の候補者に係る選定過程等について

#### 1 施設の概要

- (1) 施設名 上府中公園
- (2) 所在地 小田原市東大友113番地ほか
- (3) 開設年月日 平成2年10月16日
- (4) 設置目的 市民の休息、散歩、運動等総合的な利用に供するため

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 有料の公園施設の使用許可に関すること。
- (2) 公園施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

#### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 4 選定までの経過

第1回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和5年7月21日
募集要項配布	令和5年8月10日～9月21日
説明会及び現地見学会	令和5年8月23日
質問受付期間	令和5年8月23日～9月1日
申請受付期間	令和5年9月6日～9月21日
第2回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点及び選定)	令和5年10月23日

#### 5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
-----	-----	--------

小田原市事業協会・ 湘南ベルマーレ共同 事業体	小田原市南町一丁目 1番40号	一般財団法人小田原市事業協会：売店、 駐車場、体育施設、文化施設、公園等の 管理運営（主に小田原市からの受託業 務） 特定非営利活動法人湘南ベルマーレス ポーツクラブ：サッカー、フットサル、 ビーチバレー等の各種スポーツクラブ 運営
-------------------------------	--------------------	---

## 6 審査・協議の概要

小田原市都市公園指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

### (1) 小田原市都市公園指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委員 長	椰 野 良 明	公益財団法人都市緑化機構専務理事
委 員	藤 田 真由美	一般財団法人公園財団常務理事
委 員	鈴 木 美 帆	税理士
委 員	豊 田 善 之	公益財団法人小田原市体育協会専務理事
委 員	山 本 泰 子	小田原市PTA連絡協議会幹事
委 員	沖 山 明	小田原市自治会総連合 上府中地区自治会 連合会会長
委 員	下 澤 伸 也	小田原市建設部副部長
委 員	穂谷野 晃	小田原市文化部スポーツ課長

### (2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

なお、委員1名が欠席したため、7名で審査・協議を行った。詳細は次のとおりである。

小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体

No.	審査項目	配点	得点
-----	------	----	----

1	申請者に関する項目	(1) 団体等の能力	70	44
2	事業運営に関する項目	(1) 運営管理の基本方針及び体制	105	72
		(2) 維持管理	70	60
		(3) サービス向上及び利用促進の取組	140	116
3	安全対策に関する項目	(1) 安全対策	105	90
4	効率的なコスト管理に関する項目	(1) 効率的運営	70	48
5	社会貢献・地域貢献に関する項目	(1) 社会貢献	70	60
		(2) 地域貢献	70	68
(合計)			700	558

この結果、小田原市都市公園指定候補者選定委員会としては、小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 造園や植物の管理等に関し専門的な知識や能力を持つ人材を積極的に育成・活用し、公園の質の向上に努めること。

イ 創意工夫により魅力ある自主事業を実施し、公園の利用促進に努めること。

ウ 効率的・効果的に公園の運営を行い、安定的な経営に努めること。

エ 引き続き、地域との連携を深めるとともに、新たなニーズにも柔軟に対応しながら、公園利用者の満足度の向上に努めること。

## 7 指定候補者

小田原市都市公園指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団体名 小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体
- (2) 代表者名 一般財団法人小田原市事業協会 代表理事 安藤 圭太
- (3) 所在地 小田原市南町一丁目1番40号

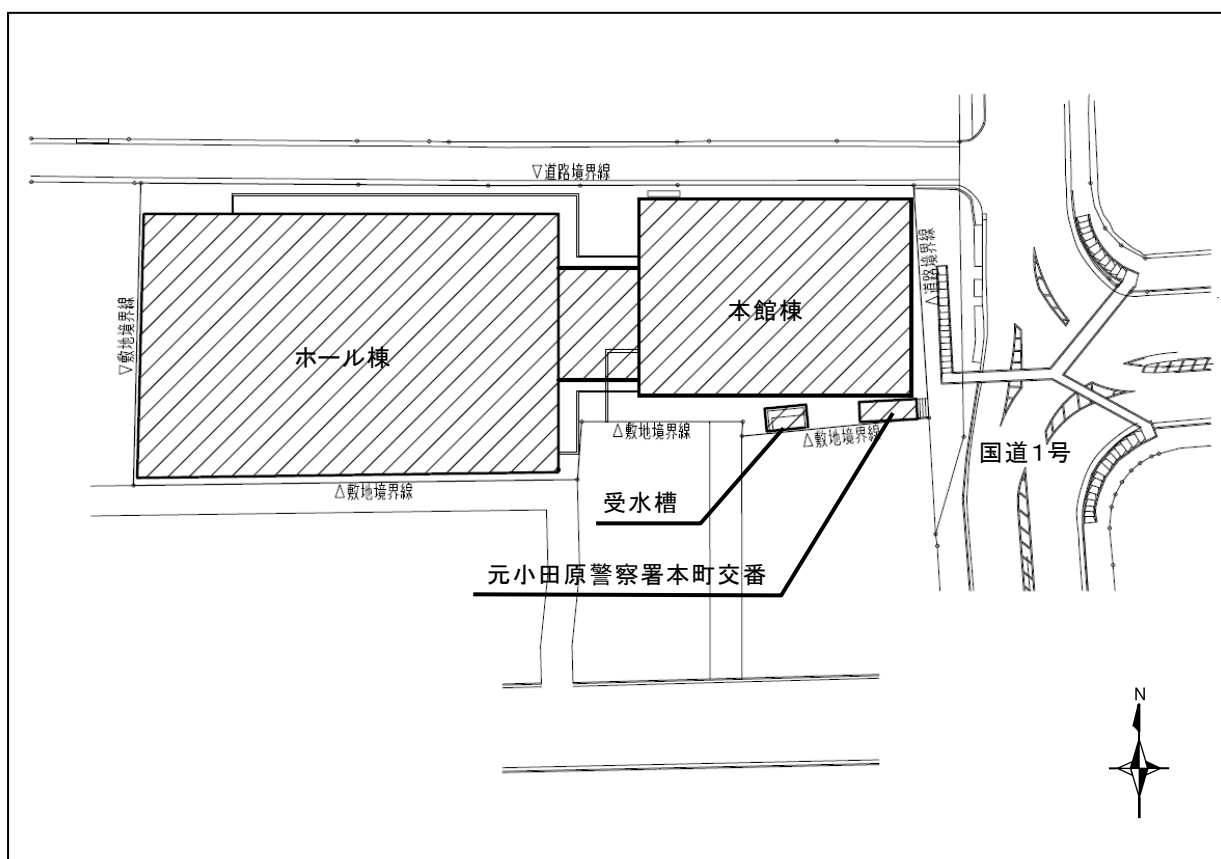
議案第79号

工事請負契約の変更について

## 工 事 概 要

工 事 名	旧小田原市民会館解体撤去工事
工 事 箇 所	小田原市本町一丁目5番12号
工 事 概 要	(変更分) アスベスト除去工事の追加等

### 配置図



議案第80号

工事請負契約の変更について

## 工 事 概 要

工 事 名	山北出張所新築工事
工 事 箇 所	足柄上郡山北町山北2054番地1ほか
工 事 概 要	(変更分) 地中障害物による擁壁工事の変更 一式 建具及び設備工事との調整による内装工事の変更 一式

### 配置図

